

道路敷一時使用許可（承諾）申請について

この手続は、静岡県道路公社が管理する有料道路を営業目的での撮影、アマチュア無線のアンテナ設置（移動できるものに限る。）等のため、短期間使用する場合の手続です。

その他の手続につきましては、東部管理センター又は維持管理課までお問合せください。

1. 申請書の作成

- (1) 正副各 1 枚で 1 セットとなっています。所定の記入欄に必要事項を記入してください。（できる限り空欄は埋めてください。また、イベント等の撮影を行う場合は、その関連する資料の添付をお願いします。）
- (2) 申請時には、正・条件書、副・条件書の順で両面印刷（又はA3判2つ折）して提出してください。別添のエクセル版の様式（正・副）を使用して提出していただいても結構です。その場合、条件書の添付は不要です。
- (3) 申請書の位置図に撮影場所等を明記してください。
なお、伊豆スカイライン及び箱根スカイラインについては、このPDFの末尾に路線の地図を添付してありますので御利用ください。

2. 窓口

- (1) 伊豆スカイライン、箱根スカイライン、伊豆中央道、修善寺道路
静岡県道路公社 東部管理センター
〒410-2325 伊豆の国市神島 45-3
電話 0558-76-5718、FAX0558-76-5719
- (2) 浜名湖新橋（はまゆう大橋）
静岡県道路公社 道路部 維持管理課
〒420-0853 静岡市葵区追手町9番18号
電話 054-254-3407、FAX054-251-5058

※ 窓口は、(1)(2)とも平日9:00~17:00です。（土、日、祝日及び年末年始は閉所）

3. その他

- (1) 通行規制を伴う撮影等は原則として認めておりません。
詳しくは、上の窓口までご相談ください。
- (2) 料金所事務所では申請を受け付けておりません。また、許可又は承諾まで時間がかかりますので、1週間程度の余裕をもって手続きして下さるようお願いいたします。
- (3) 郵送での申請は、返信用封筒（要 返信相当分の切手貼付）を添えて提出して下さるようお願いいたします。
- (4) 通行料金等に関するお問合せは、各道路の料金所をお願いします。

ア 伊豆スカイライン	電話 0558-79-0211
イ 箱根スカイライン	電話 0550-87-0226
ウ 伊豆中央道	電話 055-947-1213
エ 修善寺道路	電話 0558-72-7780
オ 浜名湖新橋（はまゆう大橋）	電話 053-482-3292
- (5) 伊豆スカイライン滝知山園地（西側 伊豆スカイラインより高所）で使用する場合は、静岡県の公園になりますので、静岡県スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課（電話 054-221-2541）にお問合せください。

正

承諾 申請書
許可
道路敷一時使用

令和 年 月 日

静岡県道路公社

様

住所
申請者
氏名

印

道路敷の一時使用目的			
場所または区間			
期 間	令和 年 月 日 () 時 分から 令和 年 月 日 () 時 分まで		
方法または形態			
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 現場見取図 (位置図) <input type="checkbox"/> 所轄警察署の道路使用許可証 (道路交通法第77条該当の場合)		
責 任 者	住所		
	氏名	電話	

申請書のとおり承諾・許可してよろしいか。

なお、決裁の上は下記(案)により承諾・許可書を送付してよろしいか。

承認 総務課長 (所長)

記

第 号

令和 年 月 日

様

静岡県道路公社

承諾・許可書

申請書のとおり承諾・許可する。ただし、次の条件に従うこと。

記

1 条 件

別紙のとおり

条 件 書

※ □にレ印のある条件が対象となります。

主に車道等で実施する場合の条件

- 1 道路を使用する場合は、交通安全に十分留意すること。
特に、道路上では、絶対に車両の転回をしないこと。
- 2 土曜日、日曜日及び祝日には、道路を使用しないこと。
- 3 一般車両の通行を最優先とし、その通行の妨げにならないように十分留意すること。
また、万一事故等が発生し、第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合には、申請者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。
- 4 通行料金は、通行車両相当額を料金所で支払うこと。
- 5 道路の使用に起因して発生した煙草、ごみ等については、美観を損なわないよう責任をもって処理すること。
また、火気については、十分留意すること。
- 6 道路使用中は、承諾書又はその写しを携帯すること。
- 7 その他問題が生じた場合は、静岡県道路公社の指示を受け、その指示に従うこと。

主に駐車場等で実施する場合の条件

- 1 駐車場を無線、撮影、無人航空機の飛行等で使用する場合は、一般車両の利用に支障のないよう配慮すること。
- 2 駐車場使用中に、万一事故等が発生し、第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合には、申請者の責任において損害を賠償し、又は、紛争を解決すること。
- 3 通行料金は、通行車両相当額を料金所で支払うこと。
- 4 駐車場の使用に起因して発生した煙草、ごみ等については、美観を損なわないよう責任をもって処理すること。
また、火気については、十分留意すること。
- 5 駐車場使用中は、承諾書又はその写しを携帯すること。
- 6 その他問題が生じた場合は、静岡県道路公社の指示を受け、その指示に従うこと。

その他の条件

副

承諾 申請書
許可
道路敷一時使用

令和 年 月 日

静岡県道路公社

様

住所
申請者
氏名

印

道路敷の一時使用目的			
場所または区間			
期 間	令和 年 月 日 () 時 分から 令和 年 月 日 () 時 分まで		
方法または形態			
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 現場見取図 (位置図) <input type="checkbox"/> 所轄警察署の道路使用許可証 (道路交通法第77条該当の場合)		
責 任 者	住所		
	氏名	電話	

第 号
令和 年 月 日

様

TEL

承諾・許可書

申請書のとおり承諾・許可する。ただし、次の条件に従うこと。

記

1 条 件 別紙のとおり

条 件 書

※ □にレ印のある条件が対象となります。

主に車道等で実施する場合の条件

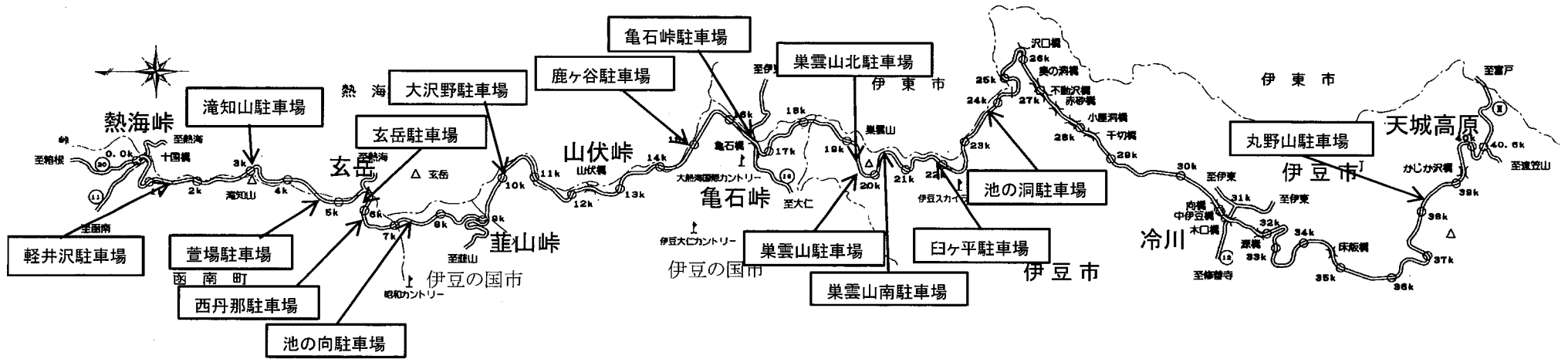
- 1 道路を使用する場合は、交通安全に十分留意すること。
特に、道路上では、絶対に車両の転回をしないこと。
- 2 土曜日、日曜日及び祝日には、道路を使用しないこと。
- 3 一般車両の通行を最優先とし、その通行の妨げにならないように十分留意すること。
また、万一事故等が発生し、第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合には、申請者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。
- 4 通行料金は、通行車両相当額を料金所で支払うこと。
- 5 道路の使用に起因して発生した煙草、ごみ等については、美観を損なわないよう責任をもって処理すること。
また、火気については、十分留意すること。
- 6 道路使用中は、承諾書又はその写しを携帯すること。
- 7 その他問題が生じた場合は、静岡県道路公社の指示を受け、その指示に従うこと。

主に駐車場等で実施する場合の条件

- 1 駐車場を無線、撮影、無人航空機の飛行等で使用する場合は、一般車両の利用に支障のないよう配慮すること。
- 2 駐車場使用中に、万一事故等が発生し、第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合には、申請者の責任において損害を賠償し、又は、紛争を解決すること。
- 3 通行料金は、通行車両相当額を料金所で支払うこと。
- 4 駐車場の使用に起因して発生した煙草、ごみ等については、美観を損なわないよう責任をもって処理すること。
また、火気については、十分留意すること。
- 5 駐車場使用中は、承諾書又はその写しを携帯すること。
- 6 その他問題が生じた場合は、静岡県道路公社の指示を受け、その指示に従うこと。

その他の条件

伊豆スカイライン ルート図



箱根スカイライン 路線図

